

『証券経済研究』査読規程

(目的)

第1条 この規程は、日本証券経済研究所（以下「当研究所」という。）の機関誌である『証券経済研究』への投稿論文の査読・審査に関し、必要な事項を定める。

(編集委員会の設置等)

第2条 当研究所は、『証券経済研究』を編集・発行するために、次の①から⑥までに掲げる事項を審査・決定するものとして「編集委員会」を置く。

- ①編集方針の策定・改定
- ②編集の企画
- ③査読者の選定及び委嘱
- ④投稿論文の掲載の適否並びに掲載論文の掲載号及び配列
- ⑤執筆要項の作成・改定
- ⑥その他『証券経済研究』の編集・発行に関する事項

- 2 編集委員会は、理事長が当研究所の研究者の中から選任した編集委員長及び編集委員2名で構成する。
- 3 編集委員長は、編集委員会を統括する。
- 4 編集委員は、編集委員会の決定と編集委員長の統括のもとに、『証券経済研究』の編集及び刊行に必要な役割を分担するものとする。
- 5 編集委員長及び編集委員（以下「編集委員等」という。）の任期は2年とし、年度単位で交替する。ただし、再任を妨げない。
- 6 後任として選任された編集委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(編集委員長・編集委員の責務)

第3条 編集委員等は、当研究所が定める「日本証券経済研究所の使命」（以下「使命」という。）について強い意識を持ち、かつ、当研究所が定める「日本証券経済研究所における研究者の行動規範」（以下「行動規範」という。）を遵守し、高い研究倫理の下、常に客観性・公平性・公正性に留意して適切に行動するとともに、『証券経済研究』の研究水準の維持・向上に努めるものとする。

(投稿論文の受理)

第4条 編集委員会は、投稿された論文が当研究所の執筆要項に照らして適正であるかどうか精査したうえで、当該論文を受理するものとする。

- 2 受理された投稿論文は査読者に回付し、第7条に定める査読を行う。

(査読者の選定)

第5条 編集委員会は、編集委員等を含む当研究所の研究者の中から1つの論文につき1名又は複数名の査読者を選定する（次項に掲げる「研究会特集号」の場合を除く。）。ただし、投稿論文の研究分野によっては、専門的判断能力に優れた当研究所外の研究者（当該投稿者と研究・実践上綿密な関係にない者に限る。）を査読者に選定することができる。

2 当研究所が設置する研究会が当該研究成果の取りまとめを行う「研究会特集号」の場合には、主査等の当該研究会を主宰する研究者が査読者となる。

(査読者の責務)

第6条 査読者は、当研究所が定める使命及び行動規範を十分理解し、高い研究倫理をもって『証券経済研究』の研究水準の維持・向上が図られるよう査読を行わなければならない。

2 査読者は、データの捏造・改ざん又は既存の論文からの盗用などの不正行為や不適切な行為を見つけたときは、直ちに編集委員会に報告しなければならない。

(査読及びその基準)

第7条 査読は、担当する投稿論文について、次の①から⑤までに掲げる観点から、学術論文としてその内容が適切であるかどうか客観的に評価することにより行う。

- ①論文の独創性・新規性・将来性
- ②研究分野への発展・進展への寄与
- ③考察の妥当性
- ④論拠となるデータ、引用文献等の信頼性と適切性
- ⑤その他編集委員会が査読項目として適切であると判断する項目

(査読結果の報告)

第8条 査読者は、査読に基づき、次の①から③までに掲げる評価の中から1つを選定し、当該査読に係る意見を付して編集委員会に報告する。

- ①採択；『証券経済研究』に掲載できる。
- ②条件付き採択：指摘されたことを再検討し、適切に修正されるときは『証券経済研究』に掲載できる。
- ③不採択；『証券経済研究』に掲載すべきでない。

(査読結果等の通知等)

第9条 編集委員会は、査読者による査読結果及び掲載に係る審査の結果を投稿者に通知するものとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事長が行う。この場合において、編集委員会の意見を聴取しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。この規程施行の際、現に査読中の投稿論文についても同様とする。